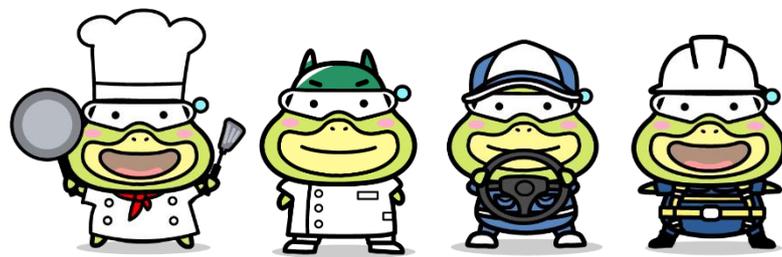


労働時間の 「端数切捨」 は違法です



ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働基準局広報キャラクター（「たしかめたん」）

<事業主の皆様へ>

1 日ごとの労働時間について、端数を切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、「使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること」とされており、適正に記録する必要があります。

奈良労働基準監督署 0742-23-0435